

(赤線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第十六条の二一 症療に従事しようとする歯科医師は、一年以上 歯学を履修する課程を置く大学に附屬する病院(歯 科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定す る病院(診療所において、臨床研修を受けなければなら ない。)</p> <p>254 (略)</p>	<p>第十六条の二一 歯科医師は、免許を受けた後も、一年以上大学 等の大学の歯学部(歯科医学部の附屬施設である病院(歯 科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する 病院等)において、臨床研修を行つよう努めるものとする。</p> <p>254 (略)</p>
<p>第十六条の二二 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に專 念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。</p> <p>2</p> <p>前条第一項に規定する病院又は診療所の長は、当 該病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行つた 者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を厚生労働大臣に報 告するものとする。</p> <p>前条第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定す る病院又は診療所とみなされた病院又は診療所において同項の 規定による臨床研修を行つた者は、当該臨床研修を行つた旨を 厚生労働大臣に報告するものとする。</p>	<p>第十六条の二二 歯科医師は、免許を受けた後も、一年以上大学 等の大学の歯学部(歯科医学部の附屬施設である病院(歯 科医業を行かないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する 病院等)において、臨床研修を行つよう努めるものとする。</p> <p>前条第一項に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は 診療所において同項の規定による臨床研修を行つた者がある ときは、当該臨床研修を行つた旨を厚生労働大臣に報告する ものとする。</p>

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定によ
る臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修
を修了した歯科医師に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘察して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。